

社会福祉法人雄勝なごみ会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人は、利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう必要な支援を行い、もって社会福祉の充実発展に寄与することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

一 第一種社会福祉事業

イ 障害者支援施設の経営

ロ 特別養護老人ホームの経営

ハ 軽費老人ホームの経営

二 第二種社会福祉事業

イ 老人デイサービス事業の経営

ロ 老人短期入所事業の経営

ハ 老人介護支援センターの経営

ニ 老人居宅介護等事業の経営

ホ 障害福祉サービス事業の経営

ヘ 一般相談支援事業の受託

ト 特定相談支援事業の経営

チ 移動支援事業の経営

リ 小規模多機能型居宅介護事業の経営

ヌ 障害児通所支援事業の経営

ル 障害児相談支援事業の経営

ヲ 無料低額宿泊所「互助ハウス」の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人雄勝なごみ会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、制度の狭間等で支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田県湯沢市小野字大沢田 221 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、監事 1 名、法人職員 2 名、外部委員 3 名の合計 6 名で構成する。

3 評議員選定委員会に提出する選任候補者の選任及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての規則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 2 名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が350,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認

五 定款の変更

六 残余財産の処分

七 基本財産の処分又は除外の承認

八 社会福祉充実計画の承認

九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 評議員会は、次の事項について理事から報告を受けるものとする。

一 事業計画及び収支予算

二 事業報告

三 その他評議員会に報告するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

2 前項の規定に係わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 定款の変更

三 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会に出席した評議員の中から議長が指名した議事録署名人2名は、議事録に記名押印する。
- 3 この法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 役員及び職員

（役員の数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事6名以上8名以内
 - 二 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事及び2名以内をもって業務執行理事とすることができる。
 - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第17条 理事及び監事は、理事会において候補者を推薦し、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員)の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事)の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事及び業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、常務理事及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事)の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員)の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 前項の報酬を変更する場合においても、評議員会の決議を得るものとする。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(相談役)

第25条 この法人に、任意の機関として、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - 一 理事長の相談に応じること
 - 二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報

酬として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、招集した理事以外の理事の中から議長を選任する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長又は議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 この法人は、理事会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければ

ればならない。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産及び公益事業用財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 基本財産及び公益事業用財産は、この法人の目的を達成するために、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告書

二 前号の附属明細書

三 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

四 前号の附属明細書

五 財産目録

2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

一 監査報告書

二 理事及び監事並びに評議員の名簿

三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

四 事業計画書及び収支予算書並びに組織運営機構図等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- 一 居宅介護支援事業の経営
- 二 自家用有償旅客運送事業の経営
- 三 配食サービス事業の経営
- 四 障害者就業・生活支援センター事業の受託
- 五 基幹相談支援センター事業の受託
- 六 無料低額宿泊所「互助ハウス」の受託

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得るとともに、評議員会の承認を要するものとする。

第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が、解散（合併により社会福祉法人が消滅する場合及び破産手続き開始の決定による解散の場合を除く。）した場合において有する残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、所轄庁の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人雄勝なごみ会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 鎌田太一

理事 首藤 実

理事 菅野完三

理事 菅 采女

理事 大久保房雄

理事 安藤鴻太郎

理事 菅 新五郎

理事 諸越錬治

監事 越後専太郎

監事 西村正雄

(施行の期日)

2 この定款は、昭和56年5月27日に制定し、同日から施行する

3 この定款は、昭和57年5月28日に一部改正する。

4 昭和58年 3月29日 一部改正

5 昭和62年 9月 7日 一部改正

6 平成 3年 9月 2日 一部改正

7 平成 5年 3月11日 一部改正

8 平成 6年 6月13日 一部改正

9 平成 7年 9月28日 一部改正

10 平成 8年 5月23日 一部改正

11 平成 9年 4月23日 一部改正

12 平成 9年10月 7日 一部改正

13 平成 9年10月14日 一部改正

14 平成10年 9月14日 一部改正

15 平成11年 5月27日 一部改正

16 平成11年11月30日 一部改正

- 17 平成12年 3月 8日 一部改正
- 18 平成16年 3月18日 一部改正
- 19 平成17年 2月21日 一部改正
- 20 平成17年 5月11日 一部改正
- 21 平成17年10月13日 一部改正
- 22 平成18年 6月 6日 一部改正
- 23 平成19年 1月10日 一部改正
- 24 平成19年 3月27日 一部改正
- 25 平成19年 6月 8日 一部改正
- 26 平成20年 5月15日 一部改正
- 27 平成21年 5月27日 一部改正
- 28 平成22年 2月 8日 一部改正
- 29 平成24年 3月29日 一部改正
- 30 平成24年11月15日 一部改正
- 31 平成25年 8月14日 一部改正
- 32 平成26年 7月14日 一部改正
- 33 平成26年11月10日 一部改正
- 34 平成28年 3月24日 一部改正
- 35 平成28年 8月10日 資産について一部改正

附 則

- 2 この定款は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）の一部を改正する法律に基づき、第20条を第21条とし、第19条の次に「評議員の選任及び解任」を加え、平成28年12月13日から施行する。
- 3 この定款は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）の一部を改正する法律に基づき、第5条の「この法人に評議員17名を置く。」を「この法人に評議員9名を置く。」に改め、第6

条「評議員の任期」を第7条とし、第5条の次に「評議員の選任及び解任」を加え、改正後の第7条「評議員の任期は、選任後2年以内」を「評議員の任期は、選任後4年以内」に改め、第10条「権限」の第1項第8号を第9号とし、第7号の次に「社会福祉充実計画の承認」を加え、平成29年4月1日から施行する。

4 この定款は、平成29年4月1日に社会福祉法人なごみ会と合併し、合併前の「雄勝福祉会」と「なごみ会」双方の評議員会及び理事会の意見を踏まえ、合併協議会から合併後の存続法人に申し送られた第2条「名称」を「雄勝福祉会」から「雄勝なごみ会」に変更し、第7条第3項を第2項に改め、従前の第2項を第3項に改め、改正後の第2項の「補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。」を「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。」に改正し、第19条の第3項を第2項に改め、従前の第2項を第3項に改め、改正後の第2項の末尾に「とすることができる。」を加え、第2条は平成29年8月1日から施行とし、第7条と第19条は平成29年7月4日から施行する。

5 この定款は、第1条第2号の「ヲ」の次に「ワ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業の経営」を加え、第37条第4号の「障害者就業・生活支援センターの経営」を「障害者就業・生活支援センターの受託」に改め、同条第6号の「互助ハウスの経営」を「生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業の受託」に改め、同条第7号は削り、第41条中「雄勝福祉会」を「雄勝なごみ会」に改め、別表（第29条関係）「場所・物量等」の項「建物1」の欄中「1,720.92 m²」を「1,762.48 m²」に改め、平成30年4月10日から施行する。

6 この定款は、第1条第2号のワ「生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業の経営」を「無料低額宿泊所「互助ハウス」の経営」に改め、第37条第1項第6号「生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業の受託」を「無料低額宿泊所「互助ハウス」の受託」に改め、平成30年10月19日から施行する。

7 この定款は、第5条の「評議員9名」を「評議員7名以上9名以内」に改め、第15条第1

項第1号の「理事8名」を「理事6名以上8名以内」に改め、平成31年1月11日から施行する。

8 この定款は、第7条から第16条まで一条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の「第7条（評議員の資格）」の一条を加え、第17条を第19条とし、第18条を第20条とし、第19条を第21条とし、以下一条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の「第18条（役員の資格）」の一条を加え、令和元年7月11日から施行する。

9 この定款は、別表 基本財産中「（第29条関係）」を「（第31条関係）」に改め、財産種別の欄中、建物：15の項から一項ずつ繰り下げ、「建物：14」の項の次に次の「場所・物量等」の欄中「秋田県湯沢市上院内字小沢116番地1、109番地1、149番地5、149番地7所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建（23.13㎡）物置1棟」を加え、令和元年11月1日から施行する。

10 この定款は、第9条見出し中「評議員の報酬等」を「評議員の報酬」に改め、同条第1項中「評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる」を「評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる」に改め、第23条見出し中「役員の報酬等」を「役員の報酬」に改め、同条第1号中「理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って支給することができる」を「理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を第2項とし、同項中「前2項」を「前項」に改め、第25条第4項中「相談役の報酬は、無償とする」を「相談役の報酬は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる」に改め、令和2年4月1日から施行する。

11 この定款は、第1条第2号中チを削り、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、令和3年4月15日から施行する。

12 この定款は、基本財産「（第31条関係）の財産種別の欄中、土地：3の「場所・物量等」の

欄中「敷地 (528.93 m²)」を「敷地 (529.60 m²)」に、土地：7の「場所・物量等」の欄中「敷地 (3,189.39 m²)」を「敷地 (3,210.76 m²)」に改め、令和4年10月5日の理事会において決議し、令和4年10月14日の評議員会の決議を経て、令和4年10月18日から適用する。

13 この定款は、第9条中「評議員に対して、」の次に「各年度の総額が350,000円を超えない範囲で、」を加え、令和5年1月5日から施行する。

別表 基本財産（第31条関係）

財産種別	場所・物量等
土地：1	秋田県湯沢市字両神15番1所在の 複合施設 ぱあとなあ 敷地 (2,645.43 m ²)
土地：2	秋田県湯沢市字両神16番1所在の 複合施設 ぱあとなあ 敷地 (1,578.16 m ²)
土地：3	秋田県湯沢市岡田町227番2所在の 小規模多機能型居宅介護事業所 桜おかだ 敷地 (529.60 m ²)
土地：4	秋田県湯沢市字両神17番1所在の 多機能型事業所かざぐるま 敷地 (1,744.10 m ²)
土地：5	秋田県湯沢市字両神18番1所在の 多機能型事業所かざぐるま 敷地 (1,327.00 m ²)
土地：6	秋田県湯沢市字両神13番地1所在の 多機能型事業所かざぐるま 敷地 (1,058.00 m ²)
土地：7	秋田県湯沢市岡田町226番1所在の サン・グリーンゆざわサテライト型 特別養護老人ホーム桜おかだ 敷地 (3,210.76 m ²)
建物：1	秋田県湯沢市寺沢字段の上4番地5所在の 鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建 (1,762.48 m ²) 障がい者支援施設 愛光園 園舎1棟
建物：2	秋田県湯沢市寺沢字段の上4番地5所在の 木造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 1階 (39.74 m ²) 2階 (39.74 m ²) 倉庫1棟
建物：3	秋田県湯沢市寺沢字段の上4番地5所在の 木造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 (9.87 m ²) ポンプ室1棟
建物：4	秋田県湯沢市寺沢字段の上4番地5所在の 木造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 (68.04 m ²) 車庫1棟
建物：5	秋田県湯沢市寺沢字段の上4番地5所在の 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 (63.55 m ²) 機械室1棟
建物：6	秋田県湯沢市寺沢字段の上4番地5所在の 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 (72.00 m ²) 車庫1棟
建物：7	秋田県湯沢市小野字大沢田221番地所在の 鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建 (4,532.75 m ²) 特別養護老人ホーム 平成園 園舎1棟
建物：8	秋田県湯沢市小野字大沢田221番地所在の 木造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 1階 (19.83 m ²) 2階 (17.90 m ²) 物置1棟
建物：9	秋田県湯沢市小野字大沢田221番地所在の 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 (112.13 m ²) 車庫1棟
建物：10	秋田県湯沢市字両神15番地1、16番地1所在の 鉄骨造 陸屋根 2階建 1階 (1,004.39 m ²) 2階 (602.75 m ²) 複合施設 ぱあとなあ 園舎1棟
建物：11	秋田県湯沢市字両神15番地1、16番地1所在の 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 (93.60 m ²) 車庫1棟
建物：12	秋田県湯沢市岡田町227番地2所在の 木造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建 (290.71 m ²) 小規模多機能型居宅介護事業所 桜おかだ 園舎1棟

建物：13	秋田県湯沢市上院内字小沢 116 番地 1、109 番地 1、149 番地 5、 149 番地 7 所在の 木造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建 (896.51 m ²) 平成園サテライト型特別養護老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 めくもりの里たてやま 園舎 1 棟
建物：14	秋田県湯沢市上院内字小沢 116 番地 1、109 番地 1、149 番地 5、 149 番地 7 所在の 鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建 (59.88 m ²) 車庫 1 棟
建物：15	秋田県湯沢市上院内字小沢 116 番地 1、109 番地 1、149 番地 5、 149 番地 7 所在の 木造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建 (23.13 m ²) 物置 1 棟
建物：16	秋田県湯沢市字両神 17 番地 1、16 番地 1 所在の 鉄骨造 陸屋根 2階建 1階 (705.01 m ²) 2階 (513.13 m ²) 多機能型事業所かざぐるま 園舎 1 棟
建物：17	秋田県湯沢市字両神 17 番地 1、16 番地 1 所在の 鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建 (20.01 m ²) 機械室 1 棟
建物：18	秋田県湯沢市裏門一丁目 190 番地 1 所在の 鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建 (2,528.31 m ²) 特別養護老人ホーム サン・グリーンゆざわ 園舎 1 棟
建物：19	秋田県湯沢市裏門一丁目 190 番地 1 所在の 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建 (94.42 m ²) 車庫 1 棟
建物：20	秋田県湯沢市裏門一丁目 190 番地 1 所在の 軽量鉄筋造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建 (33.90 m ²) 車庫 1 棟
建物：21	秋田県湯沢市裏門一丁目 190 番地 1 所在の 鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建 (9.60 m ²) 物置 1 棟
建物：22	秋田県湯沢市岡田町 226 番 1 所在の 鉄骨造 陸屋根 2階建 1階 (605.83 m ²) 2階 (561.60 m ²) サン・グリーンゆざわサテライト型 特別養護老人ホーム桜おかだ 園舎 1 棟
建物：23	秋田県湯沢市岡田町 226 番 1 所在の 鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建 (20.01 m ²) 機械室 1 棟
建物：24	秋田県湯沢市岡田町 226 番 1 所在の 木造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建 (109.47 m ²) 車庫 1 棟
建物：25	秋田県湯沢市山田字勇ヶ岡 50 番地、52 番地所在の 鉄骨造 陸屋根 2階建 1階 (2953.63 m ²) 2階 (2621.52 m ²) 特別養護老人ホームいさみが岡 園舎 1 棟
建物：26	秋田県湯沢市山田字勇ヶ岡 50 番地、52 番地所在の 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建 (106.75 m ²) 車庫 1 棟
定期預金	100 万円
定期預金	1,000 万円

公益事業用財産

建物：1	秋田県湯沢市岡田町 226 番 1 所在の 鉄骨造 陸屋根 2階建 1階部分 (189.63 m ²) サン・グリーンゆざわサテライト型 特別養護老人ホーム桜おかだ 互助ハウス 園舎 1 棟の一部
------	---

